

## 海上自衛隊訓令第14号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第49条の規定に基づき、海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令を次のように定める。

昭和32年4月27日

防衛庁長官 小 滝 彬

### 海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令

（校長及び副校長）

**第1条** 海上自衛隊幹部候補生学校（以下「学校」という。）の校長は、海将補をもつて充てる。

2 学校に、副校長1人を置く。

（課、部及び学生隊）

**第2条** 学校に総務課のほか、教育部及び学生隊を置く。

（総務課）

**第3条** 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 官印の保管に関すること。
- (2) 公文書の接受、発送、編集、浄書及び保管に関すること。
- (3) 文書の審査及び進達に関すること。
- (4) 人事に関すること。
- (5) 健康管理に関すること。
- (6) 記録及び統計に関すること（教務課の所掌に属するものを除く。）。
- (7) 学校に係る地区業務（海上自衛隊第1術科学校の組織に関する訓令（昭和38年海上自衛隊訓令第2号）第29条第1項に規定する地区業務をいう。以下同じ。）の実施要求に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、他の部及び学生隊の所掌に属しないこと。

（教育部）

**第3条の2** 教育部においては、学生の教育訓練をつかさどる。

（教育部の分課）

**第4条** 教育部に、教務課を置く。

（教務課）

**第5条** 教務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 学生（学校に入校を命ぜられた海上自衛官等をいう。以下同じ。）の教育訓練の実施計画に関すること。
- (2) 教務の諸記録に関すること。
- (3) 教育訓練の資料の収集及び整備に関すること。
- (4) 学生の教育訓練に必要な教材の編集及び整備に関すること。

(5) 学生の教育訓練に必要な図書に関する事。

(6) 部内の事務の総括に関する事。

(学生隊)

**第6条** 学生隊においては、学生の身上、規律及び服務に関する事をつかさどる。

(課長、部長及び学生隊長)

**第7条** 課に課長、部に部長、学生隊に学生隊長を置く。

2 総務課長、部長及び学生隊長は、校長の命を受け、課務、部務又は隊務を掌理する。

3 教務課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(主任教官)

**第7条の2** 学校に、主任教官4人を置く。

2 主任教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事するとともに、学生の教育訓練に関して学校教官の指導を行う。

(学校教官)

**第8条** 学校に、学校教官を置く。

2 学校教官は、教育部長の命を受け、学生の教育訓練に従事する。

**第9条** 削除

(学生隊の編制)

**第10条** 学生隊に学生隊本部、第1学生隊、第2学生隊及び第3学生隊を置く。

2 学生隊本部に学生隊幹事を、第1学生隊、第2学生隊及び第3学生隊に、それぞれ第1学生隊長、第2学生隊長又は第3学生隊長を置く。

**第11条** 学生隊幹事は、学生隊長の命を受け、次の事務を掌理する。

(1) 学生の服務、教養及び補導の実施計画に関する事。

(2) 前号に掲げる事務に必要な資料の収集、記録及び統計に関する事。

(3) 学生隊の営舎の運用に関する事。

(4) 学生隊の事務の連絡に関する事。

(5) 学生隊の事務の総括に関する事。

(6) 学生隊長が特に命ずる事項に関する事。

**第12条** 第1学生隊長、第2学生隊長及び第3学生隊長は、学生隊長の命を受け、それぞれの学生隊又は学生に関し、次の事務を掌理する。

(1) 訓育指導に関する事。

(2) 規律に関する事。

(3) 服務に関する事。

(4) 身上取扱に関する事。

(5) 記録及び統計に関する事。

**第13条** 第1学生隊、第2学生隊及び第3学生隊に、それぞれ分隊を置く。

2 分隊の長は分隊長とし、第1学生隊長、第2学生隊長又は第3学生隊長の命を

受け、学生の訓育、補導、規律、服務、身上等の事務をつかさどる。

3 分隊に分隊士を置く。分隊士は分隊長を補佐する。

(委任規定)

**第14条** この訓令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、海上幕僚長が定める。

**附 則**

この訓令は、昭和32年5月10日から施行する。

**附 則** (昭和33年1月17日海上自衛隊訓令第2号)

この訓令は、昭和33年2月1日から施行する。

**附 則** (昭和34年7月22日海上自衛隊訓令第35号)

この訓令は、昭和34年8月1日から施行する。

**附 則** (昭和35年1月29日海上自衛隊訓令第8号)

この訓令は、昭和35年2月1日から施行する。

**附 則** (昭和35年4月30日海上自衛隊訓令第18号)

この訓令は、昭和35年5月1日から施行する。

**附 則** (昭和36年2月20日防衛庁訓令第7号)

この訓令は、昭和36年3月1日から施行する。

**附 則** (昭和38年3月1日海上自衛隊訓令第5号)

この訓令は、昭和38年3月1日から施行する。

**附 則** (昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第11号護衛隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第17条)

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

**附 則** (昭和43年9月28日海上自衛隊訓令第17号)

この訓令は、昭和43年10月1日から施行する。

**附 則** (昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第12号海上自衛隊少年術科学学校の組織に関する訓令附則3項) (抄)

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

**附 則** (昭和47年6月28日海上自衛隊訓令第24号)

この訓令は、昭和47年7月6日から施行する。

**附 則** (昭和53年4月5日海上自衛隊訓令第11号海上自衛隊幹部候補生学校の組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条)

この訓令は、昭和53年4月5日から施行する。

**附 則** (昭和62年5月21日海上自衛隊訓令第9号)

この訓令は、昭和62年5月21日から施行する。

**附 則** (平成8年5月11日海上自衛隊訓令第12号)

この訓令は、平成8年5月11日から施行する。